

茨木市消防本部ハラスメント等撲滅推進会議設置要綱

(設置)

第1 消防本部におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他のハラスメント及び消防本部に関連する不祥事（以下「ハラスメント等」という。）を撲滅するため、消防本部にハラスメント等撲滅推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ハラスメント等を撲滅するための施策の企画・立案
- (2) ハラスメント等を防止するための研修及び啓発活動の総括
- (3) ハラスメント等の事案が発生した場合における再発防止措置の策定
- (4) ハラスメント等を防止するための施策の進捗状況の管理
- (5) その他ハラスメント等の撲滅のために必要な事務

(組織)

第3 会議は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、消防長をもって充て、会務を総理する。
- 3 委員は、別表の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長部局の職員に対し委員への就任を依頼することができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めた場合において、学識経験者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(会議)

第4 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5 委員長は、必要に応じて会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会員は職員の立候補又は推薦により充てるものとする。
- 4 部会長は、部会の会議において調査及び検討した内容を会議に報告するものとする。

(庶務)

第6 会議に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表

消防本部次長、消防署長、警備課長、予防課長、警防課長、救急管理課長
